

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した 給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数延長に関する特例が設けられました。

対象となる方

以下の方で、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象となります。

離職日	対象者
～令和2年4月7日 （緊急事態宣言発令以前）	離職理由を問わない（全受給者）
令和2年4月8日～令和2年5月25日 （緊急事態宣言発令期間中）	特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2
令和2年5月26日～ （緊急事態宣言全国解除後）	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた 特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2（雇止めの場合に限る）

- ※1 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者
- ※2 特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者
- ※3 地域にかかわらず、全国一律で上記の日付で判断します。
- ※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象となりません。

離職理由の確認について

令和2年5月26日以降に離職された方については、新型コロナウイルス感染症の影響により離職をされたかどうか重要です。

離職票の交付時にハローワークにおいて、コロナの影響の有無を確認させていただく場合があります。

なお、事業主の皆様におかれましても、離職理由欄の「1」「2」「3」「4の(1)(3)」「5の(1)」「6」に該当する場合は、可能な限り離職理由の具体的事情記載欄（事業主用）にコロナの影響の有無を記載いただく等ご協力をお願いいたします。

（例）新型コロナウイルス感染症の影響がある場合

.....6 その他（1～5のいずれにも該当しない場合）
（理由を具体的に）

具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。

退職勧奨 （コロナの影響あり）

（例）新型コロナウイルス感染症の影響がない場合

.....6 その他（1～5のいずれにも該当しない場合）
（理由を具体的に）

具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。

契約期間満了 （コロナの影響なし）

